Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-17

フィリピン対中国事件(国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所)：管轄権及び受理可能性判決(2015 年10 月29 日)

玉田, 大

(Citation)
神戸法學雑誌,66(2):125-161

(Issue Date)
2016-09

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81009616

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009616

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第六十六巻第二号二〇一六年九月

フィリピン対中国事件
（国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所）
管轄権及び受理可能性判決
（2015年10月29日）

玉　田　　大

一．判旨

2015年10月29日、国連海洋法条約（以下、海洋法条約又は条約）に基づいて設置された仲裁裁判所[(1)]がフィリピン対中国の事件において管轄権および受理可能性に関する判決を下した[(2)]。

（1）　Arbitral Tribunalの日本語訳には公定訳である「仲裁裁判所」を用いる（国連海洋法条約287条1項（c））。

（2）　PCA Case Nº 2013-19, In the Matter of An Arbitration before an Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea between the Republic of Philippines and the People's Republic of China, Award on Jurisdiction and Admissibility (29 October 2015), available at [http://www.pcacases.com/web/sendAttach/1506]. なお、本件の訴訟資料は常設仲裁裁判所（PCA）のウェブサイトで入手可能である［http://www.pcacases.com/web/view/7］。

Ⅰ．導入（1–25項）

海洋法条約第15部に基づき、フィリピン（以下「比」）は中国を相手とする仲裁を開始し（2013年1月22日）、以下の判断を求めた。第1に、南シナ海における水域、海底及び海洋地形に関する当事国の各権利義務は海洋法条約で規律されており、九段線（nine-dash line）に囲まれた「歴史的権利」に依拠した中国の主張は同条約に合致しておらず、無効である。第2に、両国が主張する海洋地形が島、岩、低潮高地あるいは海中堆であると性質決定し得るか否かを決定すること。第3に、中国は、比による条約上の主権的権利及び自由の行使に対して介入し、また海洋環境を毀損する建設・漁業活動を行うことにより、海洋法条約に違反している。

比は、中国との紛争の主権の側面および海洋境界画定については判断を求めていない。2014年の「見解書」（Position Paper）において、中国は仲裁手続を承認せず、参加しないことを明らかにしている。海洋法条約附属書Ⅶ 9条は当事国が欠席の場合の手続を定める。中国は仲裁の当事者（a party）であり、仲裁裁判所の判決に拘束される（附属書Ⅶ 11条）。「見解書」において中国は、裁判所が管轄権を有さない点を主張している（第1に、領域主権が主題であり、条約の射程外である。第2に、両国は交渉による紛争解決に合意している。第3に、海洋境界画定紛争は管轄権を除外される）。管轄権の争点が本案に密接に関連しており、先決的問題として決定できない場合、仲裁裁判所は当該争点を本案決定に留保する。

Ⅱ．手続的経緯（26–98項）

2013年1月22日、比は「請求の通知と表明」により中国を相手取って仲裁手続を開始した[(3)]。比はWolfrum判事（Judge Rüdiger Wolfrum.ドイツ国

(3)　‘Notification and Statement of Claim’, available at［https://assets.documentcloud.org/documents/2165477/phl-prc-notification-and-statement-of-claim-on.pdf］. 海洋法条約附属書Ⅶ第1条は、紛争を仲裁手続に付託する際に「書面通知を他の紛争当事者」に送付することを規定している。また、当該通知には「請求の表

籍）を任命した。中国が判事を任命しなかったため、国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）所長がPawlak判事（Judge Stanislaw Pawlak. ポーランド国籍）を任命し、加えてCot判事（Judge Jean-Pierre Cot. フランス国籍）、Soons判事（Professor Alfred H.A. Soons. オランダ国籍）、Pinto判事・仲裁裁判長（スリランカ国籍）を任命した。後にPinto判事はMensah判事（Judge Thomas A. Mensah. ガーナ国籍）に交代した。2013年8月27日、仲裁裁判所は第1手続命令を発出し、手続規則[(4)]を採択した。手続規則25条1項は当事国が欠席する場合の手続を定める。2014年3月30日、比が申述書を提出した。同年4月12日、ベトナムが口上書を提出し、自国の権益が影響を受けることを理由として訴訟資料謄本の送付を要求した。仲裁裁判所はベトナムが申述書等にアクセスすることを認めた。2014年12月7日、中国外交部が仲裁裁判所の管轄権に関する「見解書」（Position Paper）[(5)]を公表した。2015年2月6日、在蘭中国大使が判事に個別に書簡を送付し（中国大使の第一書簡）、仲裁管轄権を否定した。同年4月21日、仲裁裁判所は第4手続命令を発出した（①非出廷当事国による公開の声明又は非公式交換文を勘案する。②それらを先決的抗弁を構成するものとみなす。③当該抗弁を扱うための審理を分割する）。2015年6月11日、在蘭マレーシア大使館の口上書が裁判所に送付された。マレーシアは自国の利益が影響を受ける可能性があることを理由に訴訟資料謄本を要求し、代表団の法廷傍聴を求めた。仲裁裁判所は同国の要求を認めることを当事国に通知した。仲裁裁判所は傍聴者（observer）として代表団を送ることを要求する国（日本、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア）の要求を認める。2015年7月1日、在蘭中国大使が判事に書簡を送付し（中国大使の第二書簡）、自国の立場を表

明とその根拠」が付されなければならない。

(4) 'Rules of Procedure', available at [http://www.pcacases.com/web/sendAttach/233].

(5) 'Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines' (7 December 2014), available at [http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml].

明した。2015年7月7、8、13日に管轄権に関する口頭審理が行われた。

Ⅲ．請求および申立（99-105項）

比の最終申立（申述書）は以下のとおりである。1）南シナ海における中国の海洋権原取得（maritime entitlements）は、海洋法条約で定められたものを超えて拡張することはできない。2）九段線で囲まれた南シナ海海域に関する主権的権利及び管轄権ならびに「歴史的権利」に対する中国の主張は海洋法条約に反しており、同条約における中国の海洋権原取得の地理的及び実体的限界を超える限りで法的効果を有さない。3）スカボロー礁はEEZ及び大陸棚に対する権原取得を生み出さない（generates no entitlements）。4）ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁およびスービ礁は低潮高地であり、領海、EEZ及び大陸棚に対する権原取得を生み出さず、占有その他による取得が可能な地形ではない。5）ミスチーフ礁およびセカンド・トーマス礁は比のEEZ及び大陸棚の一部である。6）ガベン礁およびケナン礁（ヒューズ礁を含む）は低潮高地であり、領海、EEZ又は大陸棚に対する権原取得を生み出さないが、それらの低潮線はナムイエット（Namyit）島およびシン・コウ（Sin Cowe）島の領海幅員を測定するための基線を決定するために用いることができる。7）ジョンソン礁、クアテロン礁およびファイアリ・クロス礁はEEZ及び大陸棚に対する権原取得を生み出さない。8）中国は、比によるEEZ及び大陸棚の生物・非生物資源に関する主権的権利の享受および行使に対して違法に干渉している。9）中国は、自国民および自国船舶が比のEEZにおいて生物資源を開発するのを妨げておらず、違法である。10）中国は、スカボロー礁における伝統的漁業活動に介入することにより、比の漁民が生計を立てるのを違法に妨げている。11）スカボロー礁およびセカンドトーマス礁において、中国は海洋環境を保護および保全するという海洋法条約上の義務に違反している。12）ミスチーフ礁における中国の占領と建設活動は、(a) 人工島、施設及び構築物に関する条約規定に違反する。(b) 条約上の海洋環境の保護及び保全の義務に違反する。(c) 条約に反する取得という違法行為である。13）中国は、スカボロー礁の近海で

航行する比船舶に衝突する深刻なリスクを生じさせる危険な方法で自国の法執行船を運用することにより、条約上の義務に違反している。14）以下の点において、2013年1月に本仲裁を開始して以来、中国は紛争を違法に悪化および拡大させてきた。(a) セカンド・トーマス礁とその周辺水域において比の航行権に干渉している。(b) セカンド・トーマス礁における比人員の交代および補給を阻害している。(c) セカンド・トーマス礁に駐留する比人員の健康と安寧を危険に晒している。15）中国はさらなる違法な請求および行動を慎まなければならない。

Ⅳ. 先決的事項（106–129項）

A. 比・中の海洋法条約当事国資格（106–111項）

両国は海洋法条約の締約国である。2006年8月25日の宣言において中国は298条に規定された強制的紛争解決への除外を実施している[(6)]。287条1項の紛争解決手続のいずれかを選択する宣言を両国は付していないため、同3項により、附属書Ⅶに基づく仲裁を受け入れているものとみなされる。288条1項により、「裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する」。

B. 中国の訴訟不参加の法的および実際的帰結（112–123項）

中国は出廷していないが、仲裁手続の当事者（a Party）であり、裁判所の決定に拘束される（条約296条1項、附属書Ⅶ 11条）。附属書Ⅶ 9条により、裁判所は法と事実に基づき、管轄権を有すること及び請求が十分に根拠付けられていることを確認しなければならない。裁判所は両国の手続的権利を保護するため数多くの措置をとってきた。とりわけ、比の懸念に対応して補完的書面提

(6)　管轄権の選択的除外。同宣言により、中国は298条1項の3類型の紛争すべてを除外している（判決の脚注16を参照）。なお、条約当事国の298条宣言はITLOSのウェブサイトに掲載されている。[https://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/basic_texts/298_declarations_June_2011_english.pdf].

出を認め（手続規則25条2項）、2014年12月16日に26の質問を含む追加的書面議論要請を発出している。第4手続命令（2015年4月21日）において裁判所は、国家間紛争における以下の国際裁判実行を考慮する。(a) 非出廷当事国による公開声明及び非公式交換文に留意する。(b) それらを先決的抗弁と同等のもの又は抗弁を構成するものとして扱う。(c) 当該抗弁を先決的問題として扱うために手続を分割する。中国の書簡等につき、裁判所はこれを実質的に管轄権に関する請願（手続規則20条）を構成するものとみなす。

C. 本仲裁は法的手続の濫用か否か（124–129項）

「見解書」において中国は、裁判所が明白に管轄権を欠いており、比による仲裁開始は「強制的紛争解決手続の濫用」であるという。第1に、第15部の仲裁を一方的に開始する行為だけでは、条約300条（信義誠実と権利濫用）における権利濫用にはならない。第2に、「法的手続の濫用」を規定する条約294条1項は明白な濫用事例にのみ適用される。管轄権に関する中国の懸念は先決的抗弁として適切に取り扱われる（294条3項）。

V. 紛争の特定および性質決定（130–178項）

裁判所の管轄権（288条）について、当事国間に海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争が存在するか否かを決定する必要がある。

中国は次のように主張する。第1に、仲裁の主題の本質は南シナ海における海洋地形に対する領域主権（territorial sovereignty）であり、条約の射程を超える。領域主権の決定なしに、中国がどの範囲まで海洋権利を主張し得るのかは決定し得ない。第2に、紛争は両国間の海洋境界画定（maritime delimitation）の不可分の一部を構成しており、中国の2006年宣言の射程に含まれる（298条の管轄権除外）（132–139項）。

比は次のように主張する。第1に、海洋地形への主権に関する紛争は存在するが、権原取得の決定には障害にならない（テヘラン事件等を引用）。チャゴス事件では主権帰属の判断が先に求められたが、本件では求められていない。ま

た、権原取得の存在を検討する前に主権を決定することは必要ない。権原取得は客観的決定事項であり、どの国が領有するかで島か岩かが変わる訳ではない。第2に、権原取得の問題は国際社会の全体の利害を含むが、境界画定問題は関係国だけに拘わり、重複する権限取得が無い限りは生じない。従って、権原取得の解決が境界画定プロセスの不可分の一部ということはない（140-147項）。

紛争概念（海洋法条約288条）は裁判所の管轄権行使のための要件である。「紛争とは、二当事者間の法又は事実に関する見解の相違、法的見解の対立又は利益の対立である」。中国の反論は次の2点である。第1に、紛争は領域主権に拘わり、海洋法条約の解釈適用に関するものではない。第2に、本件紛争は海域境界画定の不可分の一部であり、選択的除外に該当する。

第1論点（領域主権紛争）について、海洋地形に対する領土主権（land sovereignty）に関して紛争が存在することは問題になっていない。ただし、事実状況の複数の側面について紛争を有し得る。比は主権の決定を黙示的にも求めていない。第2論点（境界画定紛争）について、権原取得の存在に関する紛争は、当該権原取得が重複する海域における境界画定紛争とは別個のものである。「海洋境界は、相対する又は隣接する沿岸を有し、権原取得が重複する国の間でのみ画定され得るものである。これに対して、権原取得に関する紛争は、重複が無くても存在し得る。例えば、一国が、他国によって公海又は深海底の一部を構成すると理解されている場所で海洋区域を主張する場合である」（156項）。比は海洋境界に関する紛争や境界画定に関する紛争を裁判所に付託していない。紛争が存在するためには、当事者間の「積極的反対」が求められる。通常、この「反対」は見解が交換され、請求が却下されるといった外交上のやりとりから明らかになる。本件では九段線および海洋地形の法的地位について中国が自国の立場を明瞭にしていないが、紛争の存在は、返答が求められる状況下で返答しないという点からも推認され得る。比の個別の申立について、関係文書を検討した結果、海洋法条約の解釈及び適用に関する紛争が当事国間に存在する（148-178項）。

Ⅵ．第三国が審理に不可欠か否か（179–188項）

本件は貨幣用金事件や東チモール事件とは状況が異なる。これらの事件では、第三国の権利が紛争の主題そのものであり、問題の行為の違法性が問われたが、本件で比はベトナム等の違法行為を主張していない。ベトナムは不可欠な第三者ではなく、仲裁に参加していなくても裁判所の審理は排除されない。

Ⅶ．仲裁裁判所の管轄権の前提条件（189–353項）

A．281条（当事国による紛争解決に至らなかった場合の手続）

1．行動宣言（DOC）への適用（198–229項）

中国は、「行動宣言」（以下、DOC[(7)]）が友好的協議および交渉による紛争解決の相互義務を課しており、条約281条にいう「合意」であると主張する（202–206項）。他方、比は次のように主張する。第1に、DOCは拘束力を有する合意ではなく、非拘束的な政治文書である。第2に、281条では協議及び交渉を永遠に行うことは求められない。第3に、（拘束力を有していたとしても）DOCは第15部2節の紛争解決手続を明示的に排除していない。第4に、中国は自身の行為（DOCの無視）についてDOCを適用することはできない（207–211項）。

DOCは「確認する」（reaffirm）という文言を多用しており、締結状況や当事国の後の慣行から見ても、紛争解決に関して法的拘束力のある合意を作る意思は当事国にはなかった。当事国間の紛争解決は永遠に要求されるものではない。また、「当事者間合意による他の手続の排除」について、281条は明示的な排除を要求しているが、DOCは条約15部への紛争付託を明示的・黙示的に排除していない。以上より、281条に関してDOCは裁判所の管轄権を阻害しない（212–229項）。

---

(7)　The China-ASEAN Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea, adopted by the Foreign Ministers of ASEAN and the People's Republic of China at the 8th ASEAN Summit in Phnom Penh, Cambodia on 4 November 2002, available at [http://www.aseansec.org/13163.htm].

2. 二国間声明への適用（230–251項）

DOC前後の二国間（比・中）声明は期待を含む政治声明であり、拘束力を有する合意ではない。また、当該声明は他の手続を排除していない。従って声明は裁判所の管轄権を阻害しない。なお、エストッペルに関して、比が交渉以外の紛争解決に訴えないという「表示」を行っていたことを示す証拠はない。

3. 友好条約への適用（252–269項）

東南アジア友好協力条約（1976年[8]）は法的拘束力を有する合意であるが、強制的な紛争解決手続に紛争を付託することは排除されていない（17条）。本条約は、交渉又は他の選択された手段によって紛争を解決するという拘束的合意ではない（16条）。

4. 生物多様性条約への適用（270–289項）

海洋法条約15部と生物多様性条約（以下、CBD）の対象事項には重複があるが（284項）、各条約の射程は異なっており、両者は「並行的環境レジーム」（parallel environmental regimes）を作っている（285項）。海洋法条約192, 194条の違反は、必ずしもCBD違反とはならない。CBD 27条は海洋法条約15部2節に訴えることを明示的に排除していない。以上より、CBDは仲裁裁判所の管轄権を阻害しない。

B. 282条（一般的、地域的又は二国間合意における義務）

1. DOC及び二国間声明への適用（292–302項）

DOCは拘束力のある合意ではなく、第15部の手続に代わる強制的拘束手続を明示的に定めていない。他の共同声明も法的拘束力のある合意ではなく、強制的手続を定めていない。

---

(8) Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, Indonesia, 24 February 1976, available at［http://asean.org/treaty-amity-cooperation-southeast-asia-indonesia-24-february-1976/］.

2. 友好条約への適用（303-310項）

友好条約は拘束的合意ではあるが、同条約の紛争解決メカニズムは「いずれかの紛争当事者の要請」（282条）ではなく、全ての紛争当事者の合意がなければ適用されない。また、「拘束力を有する決定」（282条）は下されない。さらに、17条では仲裁を含む平和的紛争解決（国連憲章33条）が排除されていない。

3. CBDへの適用（311-321項）

第1に、CBDは海洋法条約の解釈適用に関する紛争解決のための合意ではない。第2に、CBDでは（当事国の書面宣言が付託されている場合を除いて）拘束的決定に至る手続は定められていない。以上より、CBD紛争解決規定は仲裁裁判所の管轄権を排除しない。

C. 283条（意見交換）及び交渉義務（322-353項）

283条では仲裁付託の前に意見交換が義務付けられている。中国は、実際の両国間の意見交換は仲裁付託主題に関係するものではなく、交渉ではないという。比は、283条は意見交換で十分であり、両国間の交換書簡で同要件は満たされるという。

283条1項は、紛争の主題に関する交渉に入ることを当事国に求めていない。1995年と1998年の両国間の二国間協議は、紛争解決手段に関する意見交換を含むものである。また、仲裁付託直前まで両国の意見交換は続いていた。以上より、283条の要件は満たされている。

Ⅷ. 仲裁裁判所の管轄権に対する制限および除外（354-412項）

A. 297条及び仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限（356-363項）

仲裁裁判所は、以下の3点が争点と考える。（a）288条と297条の関係、（b）海洋環境保全に関する比の請求に対する297条1項（c）の適用、（c）漁業に関する請求に対する297条3項の適用。比は、297条は適用されず、297条3項も

適用されないと主張する。

B. 298条及び仲裁裁判所の管轄権に対する選択的除外（364-378項）

298条に従い、中国は2006年に宣言をしており、管轄権の選択的除外をすべて実施している。中国は本件を境界画定紛争と捉えるが、仲裁裁判所はこれを否定している（155-157項）。仲裁裁判所の管轄権を制約する可能性は以下の3つである。第1に、中国の主張する地形が島とみなされ、EEZ又は大陸棚を付与される場合、比の請求に関する本案判断は、重複する権原取得を画定せずには不可能であろう。第2に、仮に歴史的湾又は歴史的権原が条約上で許容されると判断される場合、298条は歴史的湾または歴史的権原を含む紛争を除外している。第3に、298条は「法の執行活動」も除外しており、本件では幾つかの行為が関連する。

C. 297条及び298条の適用ならびに仲裁裁判所の管轄権の範囲に関する判断（379-412項）

仲裁手続規則20条3項の先決性否認手続に関して、ICJ判例は次の2つを判断基準としてきた（同基準は仲裁でも適用可能である）。第1に、先決的抗弁を処理するために必要なあらゆる事実を検討する機会を裁判所が有していたか否か。第2に、先決的抗弁が紛争又は本案に関する紛争の幾つかの要素に予断を与えるか否かである。297条と298条における管轄権の制限と除外は以下の理由で本案と不可分である。第1に、中国の「歴史的権利」に関する比の第2申立は、297条と298条の管轄権除外に拘わるが、これは本案で判断せざるを得ない。第2に、スプラトリー諸島の海洋地形が1つでも「島」とみなされる場合、両国が関連海域において重複する権原取得を有するが、この場合、比の第5、8、9申立については当該重複を画定しなければ本案判断ができない。第3に、比の第8、9、10、13申立は中国の法執行活動が行われた海域に依存する（EEZで行われる限りで298条の除外が適用される）。この判断も本案判断である。第4に、比の第12、14申立は、中国の行為が軍事的な性質か否かに依存す

るが、これも本案決定事項である（各申立に対する判断内容は表1を参照）。

Ⅸ. 決定（413項）

仲裁裁判所は、全会一致で以下のように判示する。

A. 仲裁裁判所は海洋法条約附属書Ⅶに従って適切に組織されている。

B. 本件審理における中国の不出廷は、仲裁裁判所の管轄権を奪うものではない。

C. 本件仲裁を開始した比の行為は手続濫用を構成しない。

D. 第三国でその不在が仲裁裁判所の管轄権を奪うような国は存在しない。

E. 南シナ海における当事者行動に関する中国＝ASEAN宣言（2002年）、本判決231–232項で言及されている当事国の共同声明、南シナ海における友好協力条約および生物多様性条約は、海洋法条約281条又は282条の下で、条約15部2節において利用可能な強制的な紛争解決手続に訴えることを排除しない。

F. 当事国は、海洋法条約283条で要求されているように見解を交換してきた。

G. 仲裁裁判所は、本判決400、401、403、404、407、408、410項に示された条件に従い、比の申立3、4、6、7、10、11、13を検討するための管轄権を有する。

H. 仲裁裁判所が比の申立1、2、5、8、9、12、14を審理する管轄権を有するか否かの決定は、もっぱら先決的な性質を有さない争点の検討を含む。従って、当該申立を審理する管轄権の検討を本案段階に留保する。

I. 申立15の内容を明確にし、その射程を狭めるよう、比に命じた上で、申立15についての仲裁裁判所の管轄権に関する審理を本案段階に留保する。

J. 本仲裁判決で決定されていないあらゆる争点についてのさらなる審理及び指令を留保する。

表1　最終申立と仲裁裁判所の最終判断（判決397-412項）

比の申立（101項）			仲裁裁判所の判断理由	結論（項）
1)	南シナ海	中国の海洋権原取得は、海洋法条約で許容されたものを越えることはできない。	権原取得の淵源及び条約の役割に関する紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではないが、中国の歴史的権利の効果を検討する必要があり、当該権利の性質および298条（歴史的権原）の除外の有無に依存。歴史的権利の性質・有効性は本案決定事項。	先決性否認（398）
2)	南シナ海	九段線内の中国の主権的権利・管轄権及び「歴史的権利」に対する主張は海洋法条約に反しており、条約上の権原取得の地理的・実体的制限を超える限りで法的効果を有さない。	第1申立と同様の紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではないが、歴史的権利の性質および298条の除外の有無に依存する。歴史的権利の性質・有効性は本案決定事項。	先決性否認（399）
3)	スカボロー礁	EEZ又は大陸棚への権原取得を生み出さない。	礁が「島」か「岩」か（121条）という地位に関する紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではない。同礁はEEZ・大陸棚を生み出すと主張されるいずれの海洋地形からも200海里以上離れているため、礁の地位決定の前に境界画定を行う必要はない。	管轄権あり（400）
4)	ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁、スービ礁	低潮高地。領海、EEZ又は大陸棚への権原取得を生み出さない。占有による取得が可能な地形ではない。	礁が低潮高地であるか（13条）という地位に関する紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではない。ただし、同礁海域で中国が比と重複するEEZ又は大陸棚への権原取得を有する場合、この重複は水準原点と潮流モデルの選択に際して実際的考慮要因となり得る。	管轄権あり（401）
5)	ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁	比のEEZ及び大陸棚の一部である。	海洋権原取得の淵源に関する紛争および重複する権原取得が存在するか否かという紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではない。比は権原取得の重複が存在しないと主張するが、200海里以内に中国の島がある場合、重複が発生し、（298条で管轄権が除外されるため）比の申立の審理は妨げられる。この判断は海洋地形の地位に関する本案決定に依存する。	先決性否認（402）
6)	ガベン礁、ケナン礁、ヒューズ礁	低潮高地。領海、EEZ又は大陸棚への権原取得を生み出さない。低潮線はNamyitとSin Coweの領海基線の決定に利用可能(9)。	礁が低潮高地であるか（13条）という地位に関する紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではない。ただし、同礁海域で中国が比と重複するEEZ又は大陸棚への権原取得を有する場合、この重複は水準原点と潮流モデルの選択に際して実際的考慮要因となり得る。	管轄権あり（403）
7)	ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリクロス礁	EEZ又は大陸棚に対する権原取得を生み出さない。	礁が「島」か「岩」か（121条）という地位に関する紛争。領有権紛争・境界画定紛争ではない。	管轄権あり（404）

(9)　この3つの礁は（比の主張では）いずれも低潮高地であるが、ガベン礁はNamyit Island（比は岩と主張）から7海里内、ケナン礁はSin Cowe（比は岩と主張）から7海里の距離にあり、これらの岩の主権に帰属することになる。

比の申立（101項）			仲裁裁判所の判断理由	結論（項）
8）		EEZ・大陸棚の生物・非生物資源に対する比の主権的権利の享受・行使に対して、中国が違法に干渉。	領有権紛争・境界画定紛争ではない。重複するEEZ権原取得がないことが比の申立の前提であるが、関連海域の200海里以内に中国の島がある場合、EEZが重複し、境界画定は管轄権から除外される。この判断は海洋地形の地位に関する本案決定に依存する。	先決性否認（405）
9）		比のEEZ内で中国が自国民・自国船舶による生物資源開発を防止しておらず、違法。	領有権紛争・境界画定紛争ではない。関連海域が中国のEEZの場合、条約297・298条は漁業に関する法執行活動について仲裁管轄権を制限する。重複するEEZ権原取得がないことが比の申立の前提であるが、関連海域の200海里以内に中国の島がある場合、EEZが重複し、境界画定は管轄権から除外される。この判断は海洋地形の地位に関する本案決定に依存する。	先決性否認（406）
10）	スカボロー礁	中国は伝統的漁業活動に介入し、比の漁民が生計を立てるのを違法に妨害。	領有権紛争・境界画定紛争ではない。岩か島かに拘わらず、中国の行為は礁の12海里領海内で発生している（伝統的漁業権は他国の領海内でも存在する）。本紛争を扱う管轄権は、礁の領有権を事前に決定することに依存しない。	管轄権あり（407）
11）	スカボロー礁、セカンド・トーマス礁	中国は海洋環境を保護・保全する海洋法条約上の義務に違反。	領有権紛争・境界画定紛争ではない。礁の地位の最終決定によって管轄権の根拠が異なる。(a) 領海内の行為の場合、締約国に義務が課される（仲裁管轄権は礁の地位に関する事前決定に依存しない）。(b) EEZ内の行為の場合、297条(1)(c)で管轄権が認められる。いずれの場合も管轄権は排除されない。	管轄権あり（408）
12）	ミスチーフ礁	中国の占領と建設活動は、(a) 人工島、施設及び構築物に関する条約規定に違反、(b) 海洋環境の保護・保全義務に違反。(c) 条約に反する占有という違法行為。	領有権紛争・境界画定紛争ではないが、仲裁管轄権は礁の地位に依存する。礁が島か岩の場合、中国の建設行為の合法性を審理する管轄権はない。礁の地位は本案事項である。「軍事的活動」（298条）か否かも本案判断が適切。	先決性否認（409）
13）	スカボロー礁近海	中国は比船舶に衝突する深刻な危険のある方法で法執行船を運用し、条約義務に違反。	領有権紛争・境界画定紛争でない。礁周辺の領海で生じた事案に関連しており、298条(1)(b)は領海には適用されない。仲裁管轄権は、礁の領有権の決定に依存しない。	管轄権あり（410）
14）	セカンド・トーマス礁	仲裁開始後、中国は紛争を違法に悪化・拡大。(a) 礁水域と隣接水域で比の航行権に干渉。(b) 比の人員の交代・補給を妨害。(c) 駐留する人員の健康・安寧を危険に晒している。	領有権紛争・境界画定紛争でないが、管轄権の有無は同礁の地位に依存する。「軍事的活動」（298条）か否かも本案判断が適切。	先決性否認（411）
15）[10]		中国はさらなる違法な請求・行動を慎まなければならない。	内容を明確化し、射程を狭めるよう指示。	明確化命令（412）

（注1）表内の下線は玉田による。
（注2）表内の網掛け部分は、本案判断に留保された申立（先決性が否認された申立）を指す。

---

(10)　比の口頭弁論（第1ラウンド）では、申立の内容説明は第14申立までしか行われていない。ただし、比は全部で15の申立を提起しているという。Hearing on

二. 資料

本件の仲裁判決には5つの地図が添付されている。その中で重要なものが以下に転載している2つである。

図1　中国の主張(11)

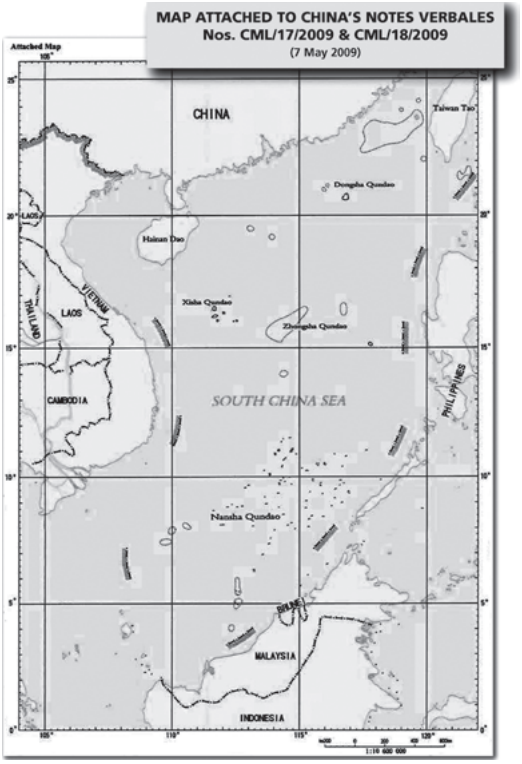


Figure 2: Map attached to China's Notes Verbales to the United Nations Secretary General, Nos. CML/17/2009 and CML/18/2009 (showing so-called "Nine-Dash Line") (Memorial, Figure 1.1)

Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Sands, pp.144-145.

(11)「九段線」(nine dash line) と呼ばれる線を記載した地図。マレーシアとベトナムが大陸棚限界委員会（CLCS）に提出した延長大陸棚申請（2009年5月6日）

図2　比の主張[12]

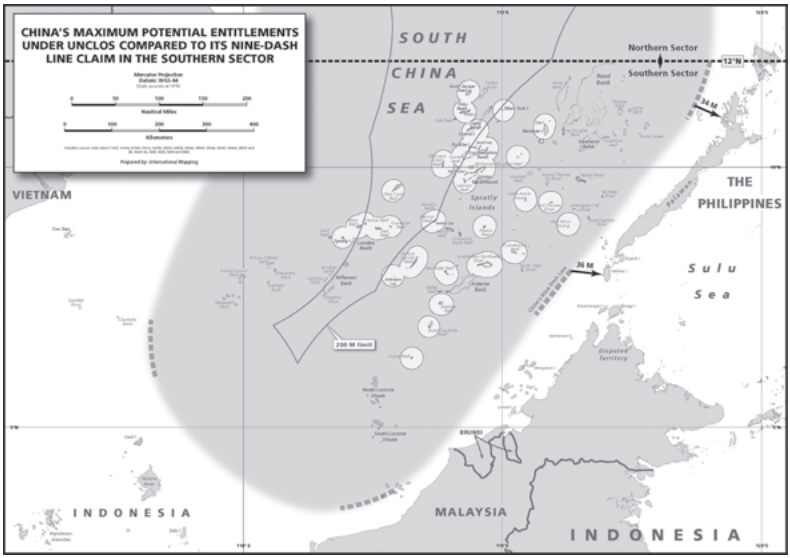


Figure 5: "China's Maximum Potential Entitlements under UNCLOS Compared to its Nine-Dash Line Claim in the Southern Sector" (Memorial, Figure 4.2)

三．解説

1．手続的問題

本件判決は管轄権及び受理可能性に関する判決であるため、全体として「手続」の判断ではあるが、その中でも周辺的な手続問題を先に見ておこう。

に対し、その翌日（5月7日）に中国が提出した文書（CML/17/2009）に添付された地図であり、仲裁判決の5頁に転載されている。中国語公式版は［http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/chn_2009re_mys_vnm.pdf］で入手可能。また、英語翻訳版は［http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/chn_2009re_mys_vnm_e.pdf］で入手可能。

(12)　仲裁判決51頁。中国の主張を最大限に認めた場合の海洋権原取得の範囲（比側の主張）を記載した地図である。

(1) 海洋法条約上の紛争解決手続（UNCLOS-DS）

本件で比は、国家間の海洋紛争を国際司法裁判所（ICJ）ではなく国連海洋法条約第15部の紛争解決手続（UNCLOS-DS）に付託している。まずはその背景について触れておこう。

表2　紛争解決手続の受諾状況

	ICJ規程36条2項（選択条項受諾宣言）	海洋法条約287条（手続選択）	海洋法条約298条（選択的除外）
日本	○（留保あり）	×	宣言なし
中国	×	×	第1項（a）（b）（c）
韓国	×	×	第1項（a）（b）（c）
フィリピン	○（留保あり）	×	宣言なし
ベトナム	×	×	宣言なし
インドネシア	×	×	宣言なし
マレーシア	×	×	宣言なし
ブルネイ	×	×	宣言なし
シンガポール	×	×	宣言なし

第1に、南シナ海紛争の関係国（特に中国）はICJの選択条項受諾宣言を寄託していないため、ICJの管轄権を自動的に設定することは不可能である(13)。第2に、いずれの国も海洋法条約287条の手続選択をしていない。この場合、附属書Ⅶ仲裁裁判所を受け入れているものとみなされる（海洋法条約287条3項）。第3に、中国は海洋法条約298条の選択的除外の宣言をしており、附属書Ⅶ仲裁裁判所の管轄権（事項的管轄権）が制限されている。特に注意すべきは、境界画定紛争が除外されている点である。すなわち、南シナ海における大陸棚・EEZの境界紛争については、附属書Ⅶ仲裁裁判の管轄権が認められない。

(13)　その他の可能性として、中国との間で付託合意を締結する、あるいは一方的に提訴して中国の応訴に期待する（ICJ規則38条5項）、という方策があるが、いずれも現実的ではない。

(2) 提訴の背景

中国が「九段線」を公表したのは2009年であったが、比が仲裁手続を開始したのは2013年1月22日である（「請求の通知および表明」を提出）。比がこの時期を選択した背景について、以下の点を考慮する必要がある（同国の請求通知書の記載事項より[14]）。(1) 2012年6月に中国が海南省（the Province of Hainan）の下に新行政主体を正式に作り、九段線内の全ての海洋地形及び水域の管轄を当該機関に委ねた。(2) 2012年11月に海南省地方政府が（行政権限に基づいて）新法を制定し、当該海域に「違法に」侵入する船舶の検査・追放・拿捕を命じた[15]。この新法が2013年1月1日に施行され、実際に権限行使が開始されることになったことから、同年1月22日に仲裁に付託したものと解される。すなわち、（両国間の海洋紛争はそれ以前から生じていたものの）紛争が現実的な形になったのは、漁業従事者が九段線海域内での操業を禁止されたためであると解される。

(3) 比の提訴目的

本件では、比の申立内容は（意図的に）制約されており、係争中の海洋地形の領有権・境界画定について仲裁裁判所が判断を下すことはない。加えて、仮に比に有利な判決が下されたとしても、判決執行には困難が伴う（この点は後述）。ここで問われるのが、比が仲裁を利用した目的である。この点については、次の点を指摘することができる。第1に、比は、南シナ海問題（特に九段線）を国際社会にアピールしようとしている。仲裁手続に関して、比は「透明性と公衆の情報へのアクセスについて強い関心」を示し、管轄権審理（弁論）の一般公開を仲裁裁判所に促している（判決71項）。また、ベトナムとマレーシアによる訴訟資料謄本の要求に対して、公開性と透明性の原則が重要である

(14) Notification and Statement of Claim (22 January 2013), para.5.

(15) なお、同法では、九段線内の水域に入る前に中国（海南省の新機関）の「許可」（permission）を得ることが要求され、当該許可がない場合は違法操業として検査・追放・拿捕の対象となる。*Ibid*., para.13.

としてこれを認めている（判決62、76項）。第2に、より本質的には、本件仲裁によって紛争の射程が狭められることを期待している。この点について、比は次のように述べている。「判決は、［両国間の］協力を促進する中で、最も重要な法および法的手続の機能の1つを果たすことになろう。すなわち、争点の縮減（narrowing the issues）である[16]」。このように、比は、権原取得（entitlement）の部分だけでも確定できれば、その後の関係国間の協議・交渉の争点が狭められることになるため、この点で判決に意義があるとみなしているのである[17]。

（4）中国の欠席

当初から中国は仲裁裁判所の組織と管轄権を認めず、手続に参加していない。ただし、出廷しない場合であっても中国は仲裁手続の「当事国」とみなされる（判決11、114項）。従って、当事国に認められる諸権利が認められると同時に、海洋法条約296条1項[18]および附属書Ⅶ第11条[19]により、仲裁裁判所の判決に拘束される（判決11、114項）。なお、本件判決言渡しの翌日（2015年10月30日）、中国政府（外交部）は判決を無効とみなす声明を発表しており[20]、

（16） Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2（8 July 2015）, Professor Oxman, p.49.

（17） 紛争の射程を狭めて紛争を部分的・段階的に解決する手法については、玉田大「国際裁判における宣言的判決」法学論叢153巻2号（2003年）35-37頁参照。

（18） 国連海洋法条約296条1項は次の規定である。「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所が行う裁判は、最終的なものとし、すべての紛争当事者は、これに従う」。なお、同2項は次の規定である。「1の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する」。

（19） 附属書Ⅶ11条（判決の終結性）は次の規定である。「判決は最終的なものとし、上訴を許さない。ただし、紛争当事者が事前に上訴手続に合意していた場合はこの限りではない。判決は紛争当事者によって履行されなければならない」。

（20） 中国外交部は、「仲裁判決は無効であり、中国に対して拘束力を有さない」（［t］he award［...］is null and void, and has no binding effect on China.）と述べている。Statement of the Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China on the Award on Jurisdiction and Admissibility of the South China Sea Arbitration by the Arbitral Tribunal Established at the Request of the Republic

判決を履行する意思がないことを明らかにしている。このように、管轄権段階から判決を無効と主張し、判決履行を拒否するという状況は、ICJのニカラグア事件における米国の態度と同一であり[(21)]、本件でも中国の判決不履行が懸念される。なお、ICJ判決の場合は判決の強制執行手続が定められているが（国連憲章94条2項[(22)]）、国連海洋法条約ではそもそも判決の強制執行手続は設けられていない。

(5) 中国の訴訟戦略

中国は、本件の仲裁手続に一切関与しないようにしていた。これは、仲裁手続に関与することによって管轄権の同意を示したと解される危険を回避するためである。ただし、中国は仲裁手続を完全に無視していたわけではなく、一定の距離をとりつつ、自国の意思を伝えるという訴訟戦略をとっている[(23)]。第1に、比の申述書提出に対応して、仲裁裁判所は中国による答弁書の提出期限を2014年12月15日に設定した（2014年6月2日の第2手続命令）。この期日の約1週間前の2014年12月7日、中国政府は「見解書」（Position Paper）を発表し（政府のウェブサイト上で一般公開）、仲裁裁判所の管轄権を否定する主張を展開した。第2に、在蘭中国大使を通じて仲裁裁判所に書簡（第一書簡）を提出し（2015年2月6日）、仲裁手続の進行に反対している（判決64項）。また、第

---

of the Philippines (2015/10/30), available at [http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1310474.shtml].

(21) 米国は、ICJの管轄権・受理可能性判決（1984年）を無効とみなした上で、本案判決（1986年）も無視した。さらに、安保理におけるICJ判決の強制執行の決議案（国連憲章94条2項参照）に対しても、拒否権を行使して決議採択を阻止した。

(22) なお、ICJ判決の強制執行は安保理の強制措置として行われるため、被告が中国の場合（拒否権が行使されるため）実施不可能である。

(23) 唯一、中国が直接的に仲裁裁判所への接触を図ろうとした形跡として、2013年11月14日に在英中国大使が仲裁裁判長との会合を求めている（判決40項）。また、仲裁事務局は、中国大使館の代表者と非公式の手続問題について2回の議論を行っている（同40項）。

二書簡を提出し（2015年7月1日）、仲裁手続への反論を展開している（判決83項）。このように、中国は、仲裁裁判所の管轄権が発生する契機となる管轄権同意を与えることは極力避けつつ、適宜、仲裁手続の進行に対しては異議を唱えるという戦略をとっており、仲裁手続に対して強い関心を有していることが分かる。

(6)「見解書」の位置付け

本件では中国の公表した「見解書」の位置付けが問題となる。「見解書」は管轄権を否定する主張を展開するものであるが、正式な「先決的抗弁」ではなく、仲裁裁判所に提出された文書でもない（ウェブサイト上で公開されたに過ぎない）。このように性質の不明確な文書であるにもかかわらず、仲裁裁判所はこれを実質的に「先決的抗弁」とみなし、管轄権・受理可能性の審理を行った。すなわち、第4手続命令（2015年4月21日）において仲裁裁判所は、中国の「見解書」を「管轄権に関する請願」（a plea concerning jurisdiction）とみなした上で（判決15、129項[24]）、（a）非出廷当事国の公の声明又は非公式の通信文に留意し、（b）当該声明及び交換文書を先決的抗弁と同等のもの又はそれを構成するものして扱う、という国際裁判の実行に言及する（判決68、122項）。実際に、ICJでは、訴訟の枠外で提起・公表された管轄権否認の主張について、ICJがこれを独自に（職権で）管轄権抗弁と位置づけて審理する先例が存在する[25]。また、管轄権決定権（ICJ規程36条6項）により、管轄権の有無は裁判所の職権審理事項に属するため、当事者（非出廷当事者を含む）の見解の有無に拘わらず、裁判所が必要と考える管轄権問題を自発的に審理することも可能である。中国はこうした国際判例を踏まえて訴訟戦略を組み立てたと目される。

---

(24) 本件の仲裁手続規則20条3項は「抗弁」という文言を使わず、仲裁裁判所は「管轄権に関する請願を先決的問題（preliminary questions）として判断を下さなければならない」と規定する。

(25) テヘラン事件、ニカラグア事件等。詳細については、杉原高嶺『国際司法裁判制度』（1996年）256-257頁参照。

(7) 暫定措置申請の可能性

本件では、比が暫定措置を申請する環境が整っていたと解される。第1に、比は、中国が紛争を違法に悪化・拡大させていると主張しており（第14申立）、中国の行為（セカンド・トーマス礁における人員再配置の妨害行為）の停止を求める暫定措置申請と同一視し得る。また、人工島建設工事の停止を求める暫定措置の申請も十分に考えられる。第2に、2014年7月30日に比は裁判所に書簡を提出し、その中で中国の活動について注意を促し、とりわけ海洋権原取得に与える影響や現状維持からの離脱など、まさに暫定措置で保護すべきものを列挙している（判決53項）。第3に、仲裁裁判所には海洋環境保全のための暫定措置を命じることが認められている（仲裁手続規則21条1項）。

ところが、比は暫定措置の申請を示唆したものの[26]、最終的には申請を見送った。比が暫定措置を回避した理由として、以下の点が考えられる。第1に、仮に暫定措置を申請したとしても、本案請求との同一性を根拠に、「仮判決」請求として却下される可能性がある。とりわけ、比の第14申立は違法な紛争の悪化・拡大を主張するものであり、暫定措置請求と同一の内容となる。第2に、比は、（時間のかかる）暫定措置手続を敢えて回避したと解される。2015年5月21日（4月27日付）書簡において、比は、中国が大規模埋立計画を実施している点に触れた上で、「できるだけ早期に本案審理の期日を暫定的に決定されるべきである」と述べている（判決72項）。さらに、本案口頭弁論において、比は第14申立に関連して次のように主張している。すなわち、紛争の悪化拡大の防止義務は実体法上の義務であり、当該義務の履行を求めるのは暫定措置の枠組みに限定されていないという[27]。このように、中国の問題行為の停止を

---

(26) Republic of the Philippines, Department of Foreign Affairs, Notification and Statement of Claim, para.43. 特に、中国がセカンド・トーマス礁に駐留する要員の交代・補給を妨害しており、「紛争を極度に悪化及び拡大させている」と主張している（判決44、46項）。

(27) Hearing on the Merits and Remaining Issues of Jurisdiction and Admissibility, Day 3 (26 November 2015), by Professor Oxman, pp.75–76.

求めるにあたって、暫定措置申請として主張構成するのを故意に避け、本案における実体義務として主張構成していることが分かる。この背景として、比が暫定措置を回避して即座に本案手続に進むという訴訟戦略を選択したと解される。

(8) 第三国の地位（訴訟参加）

本件では、南シナ海に面する多くの国が利害関係を有している（比と中国に加え、ベトナム、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイが権益を主張しており、日本とタイも関心を示している）。この点で問題となるのが、訴訟参加の可能性である。特に、ベトナムは当初から訴訟参加の可能性・権利を留保していたが（判決54、57、184項）、最終的には参加申請を行わなかった（判決186項）。なお、比は、訴訟参加（が実際に申請された場合）の判断を裁判所の権限に委ねたが（判決62、185項[28]）、これに対して中国は、中国大使の第一書簡（2015年2月6日）において、ベトナムの訴訟参加は「国際仲裁の一般的慣行に合致しない」として「強い懸念と反論」を表明した（判決64、185項）。ベトナムが訴訟参加を申請しなかった理由は明らかではないが、以下の点を指摘し得る。(1) 実体部分（海洋地形の法的地位）について比と同一の見解を有する[29]。(2) 仲裁手続においてオブザーバー資格を得ている。(3) 訴訟資料へのアクセスが認められている（判決49、65、67項）。(4) 下記の法的問題により、訴訟を長引かせる。以上より、訴訟参加の必要性を強く感じなかったものと思われる。

訴訟参加に関して、本件では法的な問題が残っている。海洋法条約附属書Ⅶには訴訟参加の規定が設けられておらず、仲裁手続規則にも規定がないからである。それ故、訴訟参加について2通りの解釈が可能となった。①訴訟参加を

(28) 比によれば、仲裁裁判所は手続事項について広い裁量を有しており、訴訟参加を許可する権限が含まれるという（判決62項）。

(29) Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Sands, p.124.

認めるか否かは仲裁裁判所の裁量判断に委ねられる（比の主張）。又は②「仲裁」は二辺的な性質を有しており、第三国の訴訟参加は当事者の同意がある場合にのみ認められる（中国の主張）。本件ではこの争点に関する裁判所の判断は示されなかったが、海洋法条約の多国間的（multilateral）性質を根拠に訴訟参加を広く認めるべきであるという主張も見られる[30]。とりわけ、権原取得に関しては潜在的な権原の重複が想定されなくても「紛争」が発生し得るため（判決156項）、本来的には海洋法条約のすべての締約国が訴訟参加資格を得る可能性がある。

(9) 管轄権判断の分離

管轄権判断と本案判断の分離（bifurcation）に関して、比は反対の立場をとっていた（判決63項）。管轄権判断を別途行うのではなく、最初から管轄権問題を本案に併合して審理することを望んでいたものと解される。これに対して、仲裁裁判所は第4手続命令（2015年4月21日）において管轄権判断を切り離した（判決68項）。本件のように、多くの申立について先決性否認（本案併合）が行われる場合、当初から管轄権判断を本案判断に併合して審理することも可能であったように思われる。とりわけ、仲裁裁判所が強調している迅速な審理（仲裁手続規則10条1項）を実現するという観点からは、本案併合が手続的には効率的であると言えよう。他方、本件は欠席裁判の事案であり、管轄権について仲裁裁判所が自ら確認する必要がある（手続規則25条1項）。そのため、仲裁裁判所はより慎重な方策を採用し、管轄権判断を分離したものと考えられる。

---

(30) Mathias Forteau, “Third-Party Intervention as a Possible Means to Bridge the Gap between the Bilateral Nature of Annex VII Arbitration and the Multilateral Nature of UNCLOS”, in International Symposium on the Law of the Sea, *The Rule of Law in the Seas of Asia: Navigational Chart for Peace and Stability* (2015, Ocean Division, International Legal Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, Japan), pp.160-174.

(10) 仲裁費用

仲裁費用に関して、附属書Ⅶ7条は当事国間での均等負担を定める（仲裁手続規則33条も同趣旨）。ただし、一方当事国が費用を支払わない場合、いずれかの当事国が支払うように仲裁裁判所が両当事国に通知する。本件では、比は自国の分担分を支払ったが、中国が支払わなかったため、比が中国の分も支払っている（判決98項）。これは、仲裁規則33条3項において、「当該支払（紛争当事国のいずれか一方）が行われなかった場合には仲裁手続を停止又は終了する」と規定されているためである。比としては、仲裁を続けるためには、（中国側の分も含めた）仲裁費用を支払わざるを得なかったといえよう。

(11) 手続の迅速性

本件では、比の提訴（2013年1月）から管轄権判決（2015年10月）まで3年弱がかかったが、管轄権判決の翌月（2015年11月）には本案口頭弁論を終えており（11月24、25、26、30日の4日間[31]）、仲裁裁判所は極めて迅速な審理を行っている。その理由は、第1に、中国による人工島拡張工事が急速に進んでいるため、仲裁裁判所が本案判決の言い渡しを急いだものと解される。第2に、仲裁裁判所は手続遅延の懸念が生じないよう配慮しており、仲裁手続規則10条において、「公正かつ効率的な紛争解決」の義務が課されていることを強調している（判決118項）。

2. 権原取得紛争

(1) 紛争の類型

比が採用した訴訟戦略は、本件紛争を権原取得紛争（entitlement dispute）と位置づけた上で、領有権紛争（sovereignty dispute）と境界画定紛争（delimitation dispute）から切り離した点にある[32]。まずは、①権原取得紛争、②領有権紛争、

(31) 管轄権判決が下される前の2015年6月2日に、仲裁裁判所は当事国に対して2015年11月下旬の日程を確保しておくように要求している（判決73項）。

(32) 本件の比の請求には、特定行為の違法性（国連海洋法条約上の違法性）の確認

③境界画定紛争の関係を見ておこう。

表3　紛争類型と管轄権の可能性

紛争類型	紛争の内容	仲裁管轄権
①権原取得紛争 entitlement dispute	特定の海洋地形がEEZ、大陸棚、領海に対する権原取得を生み出すか否かに関する紛争。すなわち、「島」（121条1項）、「岩」（121条3項）、低潮高地のいずれに該当するかという地位決定に関する紛争。	条約上に定義があるため、**管轄権あり**。
②領有権紛争 sovereignty dispute	特定の海洋地形の領有権に関する紛争（いずれの国が当該地形を領有するのかを決定する）。	海洋法条約には領有権に関する規定がないため、**管轄権なし**。
③境界画定紛争 delimitation dispute	海洋境界（maritime boundary）と海洋境界画定（maritime delimitation）に関する紛争。	中国の選択的除外（298条1項（a）（i））に該当するため、**管轄権なし**。

例えば、海洋地形X（「○○礁」や「○○島」と呼ばれる地形）が大陸棚、EEZ、領海のいずれに対して権原取得を認められるのか（換言すれば、Xが121条1項の島なのか、121条3項の岩なのか、あるいは低潮高地であるのか）という点に関する紛争が①の権原取得紛争に該当する。他方、Xがいずれの国に帰属するかを争う場合は②の領有権紛争である。Xの周囲の領海、大陸棚、EEZの境界線を巡る紛争（境界画定紛争）が③である。通常は②において領有権を決定した上で③が争われる。

比は、本件紛争を①であると捉え、②③ではないと主張し[(33)]、仲裁裁判所が

請求も含まれているが、これは海洋法条約の「解釈又は適用に関する紛争」であり、当該紛争に対して仲裁管轄権が認められる点については争いになっていない。

(33)　問題の海洋地形が、島、岩、低潮高地のいずれに該当するかに関する紛争であると主張している。Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 1（7 July 2015）, by Mr. Reichler, p.47.

この主張を容認した[34]。比の目的は、仲裁裁判所の管轄権を確立することにあった。第1に、海洋法条約には海洋地形の領有権（sovereignty）を決定するための規定が存在しない。仲裁裁判所は「この条約の解釈又は適用に関する紛争」についてのみ管轄権を有するため（288条）、②には仲裁管轄権が生じない。第2に、中国の選択的除外（298条1項）により、③にも仲裁裁判所の管轄権が生じない。このように、本件で仲裁裁判所の管轄権を設定するためには、紛争を①に限定する必要があった。

(2) 分離可能性

ここで問題になるのは、①だけを分離し、単独で解決し得るか否かである。すなわち、海洋地形Xについて、領有権を決定せず（②）、海洋境界線も決定せず（③）、権原取得だけを争うことが可能か否かが問われる。中国は、本件紛争が本質的に②であり、さらに③の不可分の一部であると主張した（判決133項）。すなわち、比の請求を②③に結び付け、仲裁管轄権を否定しようとしたのである。他方、比は①が単独で存立し得ると主張した[35]。仲裁裁判所の判断を以下で検討しよう。

第1に、①と②の関係について、仲裁裁判所は（両国間に②が存在することを認めた上で）当該国は「特定の事実状況や法的帰結に関する多面的な側面（multiple aspects）について紛争を有し得る」という（判決152項）。すなわち、①と②は紛争の異なる側面に過ぎず、②が存在することで①が排除されるわけではないことになる[36]。ただし、この判断では、①と②が不可分一体である

(34) 仲裁裁判所は、本件紛争が「領有権紛争でも境界画定紛争でもない」ことを何度も繰り返している（判決397-412項）。

(35) Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 1 (7 July 2015), by Professor Sands, p.65. また、主権紛争が生じる場合（複数の国が領有権を主張している状態）であっても、海洋地形の性質決定には無関係であると主張している。

(36) 仲裁裁判所はICJのテヘラン事件判決を援用している（判決152項）。当該事件では、「紛争の他の側面が如何に重要であったとしても、それだけで紛争の一側面を認めることを拒絶する」ことには理由がないと判断されている（*I.C.J.*

場合（分離できない場合）、なぜ②の存在を根拠に管轄権が否定されないのか、という疑問には答えきれない。

第2に、仲裁裁判所は①が③から独立して存在し得るとし、次のように述べる。「海洋境界［＝③］は、相対する又は隣接する沿岸を有し、権原取得が重複する国の間でのみ画定され得るものである。これに対して、権原取得に関する紛争［＝①］は重複が無くても存在し得る。例えば、一国が、他国によって公海又は深海底の一部を構成すると理解されている場所で海洋区域を主張する場合である[37]」（判決156項）。すなわち、③は権原取得の「重複」を前提とするが、①は前提としないというのである。

以上のように、仲裁裁判所は①が単独で存在し得ることを認めた上で（②③から切り離し）、実際に権原取得紛争が存在すると判断し（判決170項）、管轄権を設定した。

（3）判断根拠

①を③から切り離す判断（判決156項）に関しては、実証的根拠が一切示されていない。この点は裁判官も認識しており、口頭弁論においてPawlak判事は、「海洋地形に対する権原取得がそれらへの主権とは切り離された形で決定されたという判例又は国家実行はあるか」と質問したが[38]、比は（少なくとも口頭弁論においては）関連判例も国家実行も示さなかった[39]。では、何らの先

Reports 1980, pp.19–20, para.36.）。すなわち、仮に紛争の政治的側面が強くても、紛争の法的側面を否定する理由にはならないということである。

(37)　‘[...] A maritime boundary may be delimited only between States with opposite or adjacent coasts and overlapping entitlements. In contrast, a dispute over claimed entitlements may exist even without overlap, where - for instance - a State claims maritime zones in an area understood by other States to form part of the high seas or the Area for the purposes of the Convention’.

(38)　Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 3（13 July 2015）, by Judge Pawlak, p.62.

(39)　比は、第1ラウンドの口頭弁論において国家実行を示したという立場をとった。

例もないままに、仲裁裁判所は①を③から切り離す判断を示したのであろうか。ここで判決156項では、「例えば」（for instance）として、「一国が、他国によって公海又は深海底の一部を構成すると理解されている場所で海洋区域を主張する」場合が挙げられている。この仮想事例は、口頭弁論での議論を見る限り、沖ノ鳥島を巡る日中韓の対立を指すと考えられる。というのも、比は、沖ノ鳥島に関する中国の見解（沖ノ鳥島はEEZと大陸棚を有さないという主張）に触れた上で[40]、「権原取得（entitlement）と境界画定（delimitation）の間の根本的な相違」を中国自身が認識していたと主張しているからである[41]。比が当該事例を援用したのは、沖ノ鳥島については領有権紛争・境界画定紛争が存在しないにも拘わらず、権原取得紛争が発生している、ということを例証するために他ならない。この比の主張に対して、仲裁裁判所（判決156項）は①の単独存在を認めており、沖ノ鳥島の事案を（間接的・黙示的な）根拠として上記判断を導き出したと考えられる。

（4）権原取得の「客観性」

権原取得紛争に関する上記の判断は、本件の射程を越えて大きなインパクトを有する。比によれば、権原取得の問題は「比だけでなく、南シナ海に面する全沿岸国にとって、さらには海洋法条約の全締約国にとって、最も重要な問題である。本件は海洋法条約のまさに核心に至るものである[42]」。という。さらに、

第1ラウンドで言及されていたのは、沖ノ鳥島を巡る中国の反論である。換言すれば、①の唯一の例として沖ノ鳥島の実行が挙げられていたと言えよう。

(40) Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Oxman, pp.41-42.

(41) 比によれば、沖ノ鳥島の案件（及び中国の見解）は、「重複する権原取得から独立した利益に関する教科書的事例（a textbook example）」として例示されている。Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Oxman, p.41.

(42) Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 1 (7 July 2015), by Secretary Del Rosario, p.13. See also, *ibid.*, p.24.

「権原取得の問題は国際共同体の全体的利益に拘わる」（判決146項）という[43]。このような権原取得の特殊性（客観性）について、境界画定との対比を通じて明らかにしておこう。

表4　権原取得紛争と境界画定紛争

	①権原取得紛争 entitlement dispute	③境界画定紛争 delimitation dispute
決定方法	客観的決定事項（国家の一方的決定や当事国間の合意で決定し得ない）。	当事国間での合意に依存（第三者判断に委ねられた場合でも、最終決定は当事国の合意による）。
保護利益	・「国際共同体の全体的利益」	・関係海域の関係国の利益
発生場所	・権原の重複を前提としない。	・権原の重複箇所に限定。
紛争解決	・当事国間の「合意」では決定し得ないため、選択的除外できない。第三者解決が必要。 ・条約の一体性（留保不可）を強制的紛争解決で担保している。	・当事国間の「合意」を優先。 ・選択的除外の結果、当事国間の自主的解決に委ねても問題はない。

比によれば、境界画定は権原取得の重複を前提としており、重複に関連する国だけに拘わる（判決146項[44]）。加えて、境界画定では関係国の「合意」が第一義的な決定方法とされる[45]。従って、境界画定紛争は係争海域の関係国間でのみ発生し、（第三者機関の判断を踏まえて）当該国の「合意」で解決される。この点は、UNCLOS-DSにおいて境界画定紛争が選択的除外の対象とされる

(43)　比によれば、海洋法条約121条3項の適用は「国際共同体の全体利益に拘わるものであり、一般的性質を有する重要な法的問題であ［り］」、「海洋の平等で合理的な秩序の維持に」作用するという。Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Oxman, p.42.

(44)　比は次のように述べている。「境界画定は、区域が重複する国家の法的権利についてだけ拘わり、区域が重複する場所にのみ拘わる」。Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Oxman, p.42.

(45)　Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), by Professor Oxman, p.42.

こと（すなわち当事国間の解決に委ねられること）と整合的である。

これに対して、権原取得紛争は権原が重複していない国の間でも生じる。また、「客観的決定に付される事項」（a matter for objective determination）であり[(46)]、当事国間の合意で決定されるものではない。さらに、権原取得は「国際共同体の全体的利益」に拘わり、特定国の利害関係に還元されない。というのも、海洋地形Xの権原取得（大陸棚及びEEZを有するか否か）を決定すると、必然的に公海及び深海底の広さを決定することになるからである。

以上の二元的な捉え方（比の主張）が仲裁判決で完全に採用されたとは言い切れない。ただし、判決（156項）で示された区別論（境界画定紛争と権原取得紛争の区別）は比の主張を元に展開されていると解される。また、権原取得紛争が権原重複を前提とせずに発生し得ることに鑑みても（判決156項）、特定海洋地形の法的地位を巡る紛争は国際社会の全体利益を保護するための客観訴訟の側面を有すると解される。

(5) 権原取得紛争の限界

本件紛争を権原取得紛争として構成するという比の訴訟戦略は、管轄権設定の文脈では十分に成功を収めたものの、当然ながら限界も存在する。

第1に、本案判決において、仲裁裁判所は領有権問題と境界画定問題については一切触れることができない。この意味で、本案判決の射程は限定的とならざるを得ない。ただし、上記のように、比の訴訟目的は権原取得を確定して紛争範囲を縮減することであると解せば、訴訟目的は達せられる。

第2に、仮に仲裁裁判所が特定の海洋地形について「島」（121条1項）又は「岩」（121条3項）と判断した場合が問題となる。1点目に、仲裁裁判所が中国

(46) 比が「客観的決定事項」（a matter for objective determination）という概念を提示したのは、例えば海洋地形Xについて、A国が領有する場合には「島」であるが、B国が領有する場合は「岩」（121条3項）になる、ということはなく、どの国が領有しても同一の法的地位が与えられるべきであると主張するためである（判決144項）。

の拡張工事（人工島建設）の合法性・違法性について判断することが法的に不可能になる。仲裁裁判所によれば（比の第12申立に関して）、「仮に（比の申立の前提とは逆に）ミスチーフ礁が『島』あるいは『岩』であり、領土（land territory）であると判断する場合、裁判所は、中国の建設行為あるいは海洋地形の取得の合法性について審理する管轄権を有さないであろう」（409項）という。すなわち、ミスチーフ礁が島か岩である場合（すなわちいずれかの国の領土である場合）、ここに拡張工事を施すことは海洋法条約において一切規律されていないため、裁判所がその合法性を判断できない（管轄権を有さない）ことになる。2点目に、「岩」（121条3項）を人工的に拡張しても、同1項にいう「自然に形成された陸地」ではないため「島」（121条1項）にはならない。ただし、「岩」は陸地であり、これを拡張すること自体は国際法上禁止されておらず、建造物（滑走路、対空ミサイル基地、レーダー基地）の設置も禁止されない。

以上のように、海洋形状が低潮高地と判断された場合は一定の法的効果が期待できるものの、島又は岩と判断された場合は、中国による人工島造成の違法性を主張することは法的に困難となる[(47)]。

3. 管轄権制限（並行的レジーム論）

本件では、比が海洋環境の保護・保全義務（海洋法条約192、194条）も争点としたことから（申立11と申立12（b））、生物多様性条約（CBD）のDS（紛争解決手続）に関連して、海洋法条約281条および282条の適用可能性が問われた。一方で、CBDの紛争解決手続は「拘束力を有する決定」をもたらすものではないため、282条は適用されない。他方、281条との関係では、当事国がCBDの締約国であり、紛争解決手続を受け入れていることが、「選択する平

(47)　最終的に中国が防空識別圏（ADIZ : Air Defence Identification Zone）を南シナ海上空に設定することを止めることも困難となる。ただし、領有権については未決状態であるため、中国が他国の領土を拡張しているという批判は可能である。

和的手段によって紛争の解決を求めることについて合意」（281条）したことになるか否かが問われた。類似の論点を扱ったミナミマグロ事件では、個別の条約上の紛争解決手続が存在することから、海洋法条約上の紛争よりもむしろ当該条約上の紛争であるとみなされ、管轄権を否定する判断が下されている(48)。

この点で比は、CBD-DSはCBDの解釈適用紛争についてのみ排他的に適用されると主張した。すなわち、CBD 27条（紛争解決条項）が海洋法条約の解釈適用紛争を解決するための合意を構成することが意図されていたと解する場合、その旨の明瞭な文言が求められると主張した。加えて、比は、自国の主張がミナミマグロ事件判決とは異なる点も認識した上で、当該事件の仲裁判決が「間違って」決定されたと主張した（判決279項(49)）。

仲裁裁判所は比の主張を受け入れ、ミナミマグロ事件判決と異なる立場を採用した。すなわち、CBD紛争が存在したとしても、281条によって管轄権が除外されるわけではないと結論付ける。この点で、CBDと海洋法条約の対象事項が重複していることを認めつつ（判決284項）、両者は「並行的な環境レジーム」（parallel environmental regimes）であり(50)、海洋法条約192条および194条の違反は必ずしもCBD違反とはならないという。さらに、CBD 27条はUNCLOS-DSに訴えることを明示的に排除していないという。

以上より、仲裁裁判所はミナミマグロ事件における判断内容を覆したと解される。すなわち、UNCLOSと特定条約の双方において紛争が生じている状況において、後者に紛争解決手段が存在していたとしても、当該条約上で明示的

(48) *Southern Bluefin Tuna Case between Australia and Japan and between New Zealand and Japan*, Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, *Reports of International Arbitral Awards*, vol.XXIII, p.48, para.72.

(49) Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2（8 July 2015）, by Professor Boyle, p.116; Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 3（13 July 2015）, by Professor Boyle, p.47.

(50)「並行レジーム」（parallel regime）という表現は、比の口頭弁論（第2ラウンド）で用いられている。Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 3（13 July 2015）, by Professor Boyle, p.46.

にUNCLOS-DSを排除していない限り、両者は「並行的」に存在し得ると解される。その結果、281条1項の「合意」に該当しないことになる。こうした要件を設定することにより、UNCLOS以外の各種条約上で紛争解決手続が認められていたとしても、UNCLOS-DSの管轄権は制限されないと解することが可能になったと言えよう。

4. 先決性否認手続

判決の結論は、管轄権容認判断（申立3、4、6、7、10、11、13）と先決性否認判断（申立1、2、5、8、9、12）に分かれている。前者については管轄権の存在が確認されており、個別の申立について本案判断が示される。他方、後者は先決性否認手続の適用結果であり、申立審理の先決性が否認され[51]、本案に併合（留保）されている。すなわち、本案段階で管轄権審理が行われる（本案段階で管轄権が否定される可能性もある[52]）。なお、本件で用いられた先決性否認手続（仲裁手続規則20条3項[53]）は、ICJの先決性否認手続（ICJ規則79条9項[54]）を模したものである[55]。

---

(51) 一般に先決性否認手続では先決的抗弁の先決性が否認されるが、本件では比の申立が「もっぱら先決性を有さない問題の検討を含む」ことを理由に本案併合されており（判決主文H）、比の申立の審理について先決性が否定されていると解される。

(52) 国際判例上、本案併合後の本案段階で請求の受理可能性が否定された例として、バルセロナ・トラクション事件がある。*C.I.J. Recueil* 1970, p.51, para.103

(53) 同条は以下の規定である。「管轄権に対する抗弁がもっぱら先決的な性質を有さないと決定しない限り―この場合、当該請願を本案に併合して判断を下さなければならない―仲裁裁判所は管轄権に関する請願を先決的問題として判断を下す」。

(54) 同条は以下の規定である。「裁判所は、抗弁を却下し、又は抗弁が専ら先決的な性質を有するものではないことを宣言した場合には、その後の手続の期限を定める」。

(55) 仲裁判決381項参照。ただし、仲裁手続規則は端的に「本案併合」を認めており、ICJ規則とは異なる。ICJの先決性否認手続は1972年規則で導入されたものであり、それ以前の「本案併合」手続を修正したものである。ただし、その

(1) 判断基準

仲裁裁判所は、「もっぱら先決的な性質を有さない」という先決性否認の判断基準に関して、国際判例を集約する判断基準を提示した。すなわち、①先決的抗弁を処理するために必要なあらゆる事実を検討する機会を裁判所が有していたか否か、②先決的抗弁が紛争又は本案に関する紛争の幾つかの要素に予断を与えるか否かである（判決382項[56]）。しかしながら、①②の要件は判断基準として適用するには具体的性に欠けており、本案判断に触れる申立についてはすべて先決性が否定される結果をもたらし得る。この点で、本件判決が国際判例上の判断基準を集約化・明確化したと評するのは難しい。

(2) 適用内容

上記の判断基準を適用した結果、本件では、中国の選択的除外（管轄権留保）に関連する申立については先決性が否認されている。比の申立1、2については、「歴史的湾若しくは歴史的権原」に該当するか否かが問題となる（298条1項（a）(i) の選択的除外）。比の申立5、8、9については、中国の島が存在する場合に権原取得が重複し、海洋境界画定が問題になる（298条1項(a)(i)の選択的除外）。比の申立12、14については、「軍事的活動」に該当するか否かが問題になる（298条1項(b)の選択的除外）。このように、管轄権留保の存在を根拠として先決性を否認する方法は、ICJの先例を模したものと解される。ニカラグア事件においてICJは、先決性否認手続（ICJ規則79条7項、現79条9項）を適用しつつ、米国の多数国間条約留保に基づく抗弁について先決性を

性質（特に本案併合手続との異同）については不明確な点が残っている。杉原高嶺・前掲注25、260-262頁。

(56) 第2要件に関しては、ICJのニカラグア事件判決（1986年）で示された要件と解される。同判決によれば、「先決的抗弁が先決的な側面と本案に関連する他の側面の双方を含むためにもっぱら先決的な性質を有さない場合、本案段階で扱われるべきである」という。*I.C.J. Reports 1986*, p.31, para.41.

否認し[57]、本案判決の中で当該留保の該当性を判断している[58]。

5. 判決の意義と射程

(1) UNCLOS-DSの有用性

東アジア及び東南アジア諸国の間では、海洋紛争に関してICJの管轄権を設定し得ない（表2参照）。他方、本件で明らかになったように、UNCLOS-DSは（海洋法条約の解釈・適用に関する紛争に限定されるものの）強制的な紛争解決制度（287条）を設けており、中国を相手とした国際裁判を提起することが可能である。ただし、この点は日本にとって必ずしも有利な状況を生み出すとは限らない。沖ノ鳥島で（中国・韓国に）提訴される危険があり、海洋生物資源紛争（捕鯨紛争等）で提訴される危険もある[59]。今後、日本はUNCLOS-DSを（利用するよりもむしろ）利用される可能性を想定した対応が求められる。

(2) 比の訴訟戦略

本件で比は、洗練された訴訟戦略を示した。第1に、申立の内容を権原取得に関する確認請求と違法性確認請求に限定することにより、管轄権の設定に成功している。第2に、先決性否認宣言手続を利用し、管轄権審理の多くを本案に併合させることに成功している。従来から判例法上の適用基準が不明瞭な手

---

(57) *I.C.J. Reports 1984*, pp.425–426, para.75.

(58) *I.C.J. Reports 1986*, p.38, para.56. なお、ICJは米国の留保が適用されることを認めつつ（多数国間条約に起因する紛争については管轄権を否定）、国際慣習法上の紛争が残存することを根拠として管轄権を維持し、本案判断を下している。

(59) 捕鯨事件（2014年ICJ判決）の後、日本はICJの選択条項受諾宣言に留保を付し、海洋生物資源紛争をICJの管轄権から除外している。日本政府は、当該紛争をICJではなくUNCLOS-DSを用いて解決すると説明している。詳細は、玉田大「日本の ICJ選択条項受諾宣言と留保」国際法学会エキスパートコメント No. 2016-2（2016年5月）参照。[http://www.jsil.jp/expert/20160505.pdf].

続であり、仲裁裁判所の側もこの点をうまく利用しているといえよう。第3に、暫定措置を申請することなく、本案申立に組み込んでいる。これにより、迅速な手続進行を可能にしている。

(3) 沖ノ鳥島問題

本件判決は沖ノ鳥島問題に大きな波及効果を有する。第1に、沖ノ鳥島の法的地位（権原取得）に関して既に「紛争」が発生しており、中国・韓国がいつでも当該紛争をUNCLOS-DS（附属書Ⅶ仲裁裁判所）に付託して争うことができると解される（判決156項参照）。第2に、沖ノ鳥島の法的地位（121条1項の島か、それとも121条3項の岩か）についての実体的判断については、国際判例が未確立の分野であり、本件の本案判決を注視する必要がある。

(4) 国際社会の全体利益論

UNCLOS-DSにおける仲裁判決によって、南シナ海問題が根本的に解決されると安易に考えることは慎む必要があるが、紛争の法的処理が、難解な国際政治問題の解決にどこまで寄与し得るかが注目されるところである。ただし、本件仲裁のインパクトは、単に政治的な意味に止まるわけではない。法的な意味においても、本件は「国際社会の全体利益」に関係する重要な側面を有する。上記のように、権原取得紛争は公海・深海底の広さに拘わる紛争であるため、国際社会の全ての国が利害関係を有する。境界画定紛争が二辺性・合意基盤性を有するのに対して、権原取得紛争は対世性・共通利益性を有する。すなわち、当該紛争の解決は、南シナ海に面する諸国だけではなく、国際社会の全ての国にとっての利害関心事項といえよう。